

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
（ときは翌日）

目次

- ◇告示 電信電話地図作成に伴う測量の実施
建設業者の登録まつ消
建築代理業者の登録
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
社会教育委員候補者の推せんについて
- ◇公告 市町村職員共済組合組合会の招集

告示

鳥取県告示第二百六号

次のとおり平板地形測量を実施する旨中国電気通信局長から通知を受けた。

登録番号 登録年月日 名称
鳥取県知事登録 (は)二六六号 昭和三十年五月 伊藤組

昭和三十一年五月二十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 作業種類

平板地形測量

二 作業期間

昭和三十一年五月中旬から
昭和三十一年六月中旬まで

三 作業地域

鳥取市（旧鳥取市、千代水村、大正村、松保村の地区）
岩美郡宇倍野村
電信電話地図作成

四 作業目的

鳥取県告示第二百七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十一年五月二十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

所在地

鳥取市藪片原町一八

申請者氏名

伊藤 行夫

登録まつ消年月日

昭和三十一年五月八日

鳥取県告示第二百八号
鳥取県建築代理業条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号)第六条第一項の規定により鳥取県建築代理

業者名簿に次のように登録した。

昭和三十一年五月二十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 登録年月日 現本 住所 事務所名称 業務管理者

三三八 三一、五、一一 東伯郡東郷町川上七一四 森田建築代理士事務所 森田 寅好
同 右
三八九 " 三朝町大字曹源寺一三六 旭興業株式会社 向井 利雄
同 右 川北 庄一

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十七号

鳥取県教育委員会告示第二十六号
臨時教育委員会を次のとおり招集する。

鳥取県社会教育委員に関する条例(昭和二十四年十月鳥取県条例第六十一号)による鳥取県社会教育委員の委嘱を行うにあたり県内に事務所を有し社会教育に関する事業を行うことを主たる目的としている各社会教育関係団体が鳥取県社会教育委員候補者を推せんする期日及び推せん書様式は次のとおりとする。

昭和三十一年五月二十五日

- 鳥取県教育委員会委員長 大島 高藏
- 一日時 昭和三十一年五月三十日午前十一時
- 一 場所 鳥取県教育委員会会議室
- 一 議題 事務局人事につき

昭和三十一年五月二十五日
鳥取県教育委員会

- 一 推せん期日 昭和三十一年五月二十五日から昭和三十一年六月七日まで
- 二 推せん書様式 昭和三十一年 月 日 (推せん団体代表者氏名印)

鳥取県教育委員会教育長殿

鳥取県社会教育委員候補者の推せんについて

昭和三十一年五月二十五日鳥取県教育委員会告示第二十七号により鳥取県社会教育委員候補者に何某を左記調書を添えて推せんします。

記

鳥取県社会教育委員候補者調書	
氏名	
生年月日	
住所	
職業(勤務先)	
当該団体における役職名	

最終卒業学校名

- 備考
- 1 団体規約の一部添付すること。
 - 2 推せん書の送付先は鳥取県教育委員会事務局社会教育課宛とする。

公 告

鳥取県市町村職員共済組合第三回組合会を次の通り招集する。

昭和三十一年五月二十五日

- 鳥取県市町村職員共済組合理事長 坂出 雅巳
- 一日時 昭和三十一年五月二十六日午前十一時より
- 二 場所 東伯郡三朝町役場
- 三 附議事項
 - 1 組合規約の一部改正につき
 - 2 昭和三十年決算報告書の認定につき